

公共埼第626号

令和6年3月8日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

貸付金借受人の人事異動等に伴う事務処理について（通知）

令和5年度末退職及び令和6年度当初の人事異動に伴う、共済組合及び互助会の貸付金に係る事務処理について、別添の「貸付金借受人の人事異動等に伴う事務処理一覧表」のとおり取り扱いますので、よろしくお願いします。

また、年度途中の人事異動等に伴う事務処理についても同様の取り扱いとします。各提出書類は、随時速やかに提出してください。

担 当 県教育局教育総務部福利課
貸付・ライフプラン担当

TEL 048（830）6701

FAX 048（824）2638

e-mail a6680-07@pref.saitama.lg.jp

貸付金借受人の人事異動等に伴う事務処理一覧表

異 動 等 の 事 由	貸付金の取扱い		手 続 きの 概 要 (詳細は、「人事異動等に伴う事務手続きについて」の該当番号を参照)	提出締切
	共済組合	互助会		
I 退 職	一括返済	一括返済	① 未償還元利金は、退職手当から控除して返済。 ※定年延長者は継続して償還可能。	
定年前退職、勸奨退職、自己都合退職、傷病退職 (4/1に再任用される場合も含む。)				
II 転 出 (転出先)	一括返済 又は徴収嘱託(注1)	一括返済 (注2)	② 一括返済・・・「借受人異動届兼残高証明書交付願(別紙1)」を提出。 ③ 徴収嘱託・・・「借受人異動届兼残高証明書交付願(別紙1)」及び「徴収嘱託願(別紙2)」を提出。	3月26日 (必着) ※他県採用者の④については速やかに提出をお願いします。
県内の市町村教育委員会 又は市町村へ (埼玉県市町村職員共済組合)				
県知事部局、企業局、 各行政委員会へ (地方職員共済組合埼玉県支部)				
国の機関 (埼大附属小等)へ (他の共済組合)				
他の都道府県の教職員として採用 (公立学校共済組合の他支部)	継続して返済	一括返済	一括返済・・・上記②と同様 ※ただし、退職手当が支給される場合は、①の取扱い。 ④ 継続して返済・・・「借受人異動届兼残高証明書交付願(別紙1)」及び「償還金移管申請書(別紙3)」を提出。	
III 転 入 (転入元)	借換え (※徴収嘱託者は除く)	同種の貸付金 は借換え	⑤ 借換え・・・貸付申込書及び添付書類を締切日までに提出。 (※徴収嘱託していた者が、公立共済に戻る場合の手続きは不要。)	4月5日 (必着)
県内の市町村教育委員会 又は市町村から (埼玉県市町村職員共済組合)				
県知事部局、企業局、 各行政委員会から (地方職員共済組合埼玉県支部)				
国の機関 (埼大附属小等)から (他の共済組合)				
他の都道府県の教職員から 引き続き採用 (公立学校共済組合の他支部)	継続して返済		・ 共済組合の貸付金は、貸付・ライフプラン担当に報告。 ・ 互助会の借換えは、⑤貸付申込書及び添付書類を提出。	
IV 所属所の異動	継続して返済	継続して返済	⑥ 異動前の所属所から、「異動者等名簿(別紙4)」を提出。 ※通常の県費職員の所属所異動は、県給与電算と連動しているので、手続きは不要。	3月26日 (必着)
・ さいたま市立学校 ⇔ 他市(町村)立学校 の異動 ・ 県 立 学 校 ⇔ 市町村立学校 の異動 ・ 市町村費職員の所属所 の異動 ・ 団体への派遣及び復帰				

(注1) 「徴収嘱託」とは、貸付償還金を引き続き転出先の給与から控除して当共済組合へ返済することです。

(注2) 互助会貸付金は、原則として一括返済となります。ただし、一定の条件を満たす場合には償還を継続出来る場合があります。

**◎異動が確定したら速やかに各書類を提出してください。
御不明な点および上記注意事項の但し書き条件については、貸付・ライフプラン担当までお問い合わせください。**

お問合せ・書類提出先

埼玉県教育局 教育総務部 TEL 048(830)6701
 福利課 貸付・ライフプラン担当 FAX 048(824)2638
 email a6680-07@pref.saitama.lg.jp
 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21

人事異動等に伴う事務手続きについて

人事異動、又は退職に伴う貸付金の返済は、次の①～④までのいずれかの方法により手続きしてください。各提出書類は、取り急ぎFAXで提出し、後日原本を郵送等で送付しても結構です。 FAX番号 048-824-2638 (送信票不要。)

I 退職

※貸付関係の書類提出は必要ありません。

① 退職手当から控除

- ・ **県費職員**は、退職手当から自動的に貸付金の残額を控除します。
- ・ **市町村費職員**は、それぞれの市町村教育委員会に 退職手当から控除する旨連絡してください。

退職手当から控除する額は、退職手当が支給されるまでの経過利息を含んだ金額となります。
なお、利息を含んだ償還額（未償還元金）が退職手当を上回る場合は、不足分を退職手当の支給日までに納入していただくことになります。（自宅あてに振込依頼書を送付します。）

II 転出

3月26日（火）必着

② 一括返済・・・借受人異動届兼残高証明書 交付願（別紙1）を提出

- ・ 提出いただいた「交付願」に基づき、残高証明書と振込依頼書を本人の自宅に送付します。
- ・ 転出先で借り換えるか又は自己資金で、4月下旬の納入期限までに払い込んでください。

※ **転出先での借換えについて**（対象は共済組合の貸付けのみ）

市町村共済組合又は地方職員共済組合に転出した際に、徴収嘱託制度を利用しない場合又は5年経過後等で貸付金の「借換え」をする場合、貸付金の受領先に公立学校共済組合埼玉支部の口座を指定することができます。

返済にかかる手続きの一部を省略できますので御利用ください。

なお、借換えの申込み等、詳細についてのお問合せ先は 次のとおりです。

◆ **県内の市町村教育委員会又は市町村へ転出の方**

埼玉県市町村職員共済組合 福祉課（電話 048-822-3305）
又は転出先の市町村（教育委員会）担当課

なお、借換えのできる金額は「共済の未償還元金のみ」です。

利息分及び互助会の貸付けは、借換えの対象とはなりませんので御注意ください。

◆ **知事部局、企業局、各行政機関へ転出の方**

地方職員共済組合埼玉県支部
（埼玉県総務部職員健康支援課 年金・ライフプラン担当（電話 048-830-2468）

互助会の貸付けについて、返済のために貸付金を申し込む制度はありません。

◆ **その他の共済組合に転出の方**

転出先の共済組合、又は互助会にお問合せください。

③ 徴収嘱託・・・借受人異動届兼残高証明書交付願（別紙１）及び
徴収嘱託願（別紙２）を提出。

- ・現在返済中の「共済貸付金」を、引き続き転出先から公立学校共済組合への返済として続けることができる制度です。
- ・市町村共済組合、地方職員共済組合に転出した際に利用することができます。
- ・給与控除が原則ですが、給与控除ができない場合は、本人が毎月振り込むことになります。

この取り扱いが利用できる期間は転出日から５年間ですが、将来的に公立学校共済組合に戻る見込みがある場合、借換え手続きを取らずに済みますので是非御利用ください。

なお、転出後５年を経過した時点又は転出期間中に新たな貸付けを受ける場合、借受中のすべての貸付金について、転出先の共済組合で借換えることになります。 前頁※参照

【注意】互助会の貸付けには「徴収嘱託制度」はありません。

転出等で資格を喪失した場合、原則として一括して全額を返す「即時償還」となります。
上記②により手続きをお願いします。ただし、他の共済組合への転出者について一括返済（即時償還）が著しく困難であると認められるときには、継続して償還することが可能です。詳しくは、貸付・ライフプラン担当（電話 048-830-6701）までお問合せください。

④ 継続して返済・・・借受人異動届兼残高証明書交付願（別紙１）及び
償還金移管申請書（別紙３）を提出。

- ・公立学校共済組合の他支部(他県)転出者は現在借受中の「共済貸付金」の返済を、引き続き転出先の支部で続けることができます。
- ・「互助会貸付金」は原則として一括して全額を返す「即時償還」となります。

Ⅲ 転 入

４月５日（金）必着

⑤ 借換え・・・転入者に係る下記【提出書類】

他の共済組合への返済のために、当共済組合へ貸付申込みをすることができます。

申し込み可能金額＝前共済組合の発行する残高証明書の金額（１円単位（経過利息を含む。））

※前共済組合での貸付けと同一種別の貸付金。ただし、市町村共済の自動車融資資金は除く。

なお、これまで、住宅借入金等特別控除を受けられていた方は、住宅貸付けの毎月償還回数を１２０回未満で設定すると控除が受けられなくなりますので御注意ください。

送金予定日 締切までに到着した申込み分は審査の後、令和６年４月２５日（木）に送金

【提出書類】

- (ア) 貸付申込書
- (イ) 貸付借用証書
- (ウ) 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書
- (エ) 団体信用生命保険申込書(住宅・教育貸付のうち、共済は希望者のみ、互助会は全員)
- (オ) 組合員期間継続証明書
- (カ) 組合員貸付金の交付に関する承諾書
(貸付金受領口座を異動前の共済組合に指定する場合のみ。)
- (キ) 普通預金通帳の写し(申込人名義に限る。ただし(カ)を提出する場合は不要。)
- (ク) 給与支給明細書の写し(４月分発行後に追加送付。)
- (ケ) 貸付金残高証明書(異動前の共済組合から発行されたものに限る。)
- (コ) 令和６年４月１日付けの辞令の写し

用紙については、貸付・ライフプラン担当まで電話で御請求ください。

Ⅳ 所属所の異動

3月26日（火）必着 （FAXによる提出のみで可）

⑥ 異動者等名簿（別紙4）

- ・ 貸付金借受人で、表中の異動に該当する場合は、異動前の所属所から提出してください。
- ・ 異動後も引き続き貸付償還金の給与控除を行います。
- ・ 「さいたま市立学校」と「他市（町村）立学校」間の異動は報告が必要です。

※ 通常の県費職員の所属所移動は、県給与電算と連動していますので手続き不要です。

お問合せ・書類提出先

埼玉県教育局 教育総務部 福利課	TEL	048（830）6701
貸付・ライフプラン担当	FAX	048（824）2638
	Email	a6680-07@pref.saitama.lg.jp
〒330-0063		埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21

貸付・ライフプラン担当

借受人異動届兼残高証明書交付願

令和 年 月 日

公立学校共済組合埼玉支部長

様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

借受人 現住所 〒

組合員番号

氏 名 (印)

電話番号 ()

下記のとおり届け出ますので、異動日時点の未償還元利金を証明願います。

記

異動年月日（転出日）			令和 年 月 日		
貸付の有無等 (いずれかに○)	共済	有	1 徴収嘱託を希望する（別途、徴収嘱託願の提出が必要となります。） 2 即時償還する 3 公立共済の他支部に転出する(他県で勤務する) (別途、償還金移管申請書の提出が必要となります。)		
		無			
	互助会	有	即時償還する(即時償還が著しく困難である場合は貸付・ライフプラン担当までお問い合わせください。)TEL：048-830-6701		
		無			
新旧所属等	旧	共済組合・支部		公立学校共済組合埼玉支部	
		所属所所在地		〒 TEL ()	
		所属所名	組合員氏名		
	新	所属所コード	組合員証番号		
		共済組合・支部			
		所属所所在地		〒 TEL ()	
所属所名 (詳しい課名まで)					

※証明書等は自宅に送付します。不都合のある場合は、申し出てください。

令和6年3月26日（火）必着です。取り急ぎ FAX で送り、後日提出でも構いません。

様式第 1 号

徴収嘱託願

所 属 所 名	
氏 名	
徴収の嘱託に係る 発 生 事 由 及 び そ の 年 月 日	事由 組合員資格の喪失のため (転出先の所属所名) 令和 6 年 4 月 1 日
貸 付 金 の 種 類 及 び 残 高 ※	_____貸付け 円 (令和 6 年 3 月末) _____貸付け 円 (令和 6 年 3 月末)
徴 収 嘱 託 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 年 月 日まで (不明の場合は、未記入でよい)
その他必要な事項	
地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 1 1 5 条第 4 項の規定により、上記のとおり徴収の嘱託をお願いします。 令和 年 月 日 借受人 組合員証番号 第 号 氏 名 ⑩ 公立学校共済組合埼玉支部長 様	
上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 所属所長 ⑩	

※貸付金の残高が不明の場合は、未記入でも構いません。

令和 6 年 3 月 26 日（火）必着です。取り急ぎ FAX で送り、後日提出でも構いません。

償還金移管申請書

所 属 所 名			氏 名	
所 属 所 コード			職 員 番 号	
転 出 先	支 部 名	公立学校共済組合 _____ 支部		
	所 属 所 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
発 生 年 月 日		令和 年 月 日		
貸付金の種類及び 残 高 金 の 種 類		_____ 貸付け _____ 円 (令和 年 月末) _____ 貸付け _____ 円 (令和 年 月末)		
その他必要な事項 (引っ越し先の 住所等も記入)				
上記のとおり転出先の支部において継続償還を申請します。 公立学校共済組合埼玉支部長 様 令和 年 月 日 住 所 〒 - 電話番号 (自宅) - - (携帯) - - 氏 名 ㊞				
上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 所 属 所 長 ㊞				

※貸付金の残高が不明の場合は、未記入でも構いません。

令和 6 年 3 月 2 6 日 (火) 必着です。取り急ぎ F A X で送り、後日提出でも構いません。

令和6年 3月26日(火)必着・取扱注意

FAX送信先: 福利課貸付・ライフプラン担当

048-824-2638所属所名
(送信元)

異動者等名簿(公立学校共済組合内での異動予定者)

新旧別	所属所名 (所属所コード)	氏 名 (組合員番号)	異動年月日	償還中の貸付けに○
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会
新	()		年 月 日	共済組合
旧	()			互 助 会

- ・さいたま市立学校 ⇔ 他市(町村)立学校
- ・県立学校 ⇔ 市立学校
- ・諸団体 ⇔ 学校・教育局
- ・市町村費支弁職員

の異動について、
異動前の所属所から提出してください。